

令和8年度 小美玉市省エネ家電買換え補助金 よくある質問Q & A

① 事業の概要

Q1. 事業の目的は何ですか。

A1. エネルギー価格や物価高騰対策として、省エネルギー性能に優れた家電への買換えを促進し、市民生活の支援と本市の二酸化炭素排出量の削減を推進するものです。

Q2. 予算額に達した場合は、申請期限を前に補助が終了となりますか。

A2. 予算額に達した日までの申請で終了する予定です。なお、申請受付終了日に複数の申請があった場合は、抽選により交付・不交付を決定します。

Q3. 申請期間が令和8年11月2日から令和9年2月26日までとなっていますが、購入した日が2月26日で設置した日が2月 27 日の場合は補助の対象になりますか。

A3. 定められた期間内に購入及び設置することが補助金の交付の要件になりますので、補助金交付の対象になりません。

Q4. 買換えに限定した理由は？

A4. 省エネエアコンに買換えることにより二酸化炭素排出量を削減することを目的としているため、買換えに限定しています。

② 対象者について

Q5. 同じ住宅に2世帯(住民票上)で住んでいる場合、それぞれの世帯における買換えは対象となりますか。

A5. 同じ住宅に2世帯で住んでいる場合、1世帯につき1台の補助なので、それぞれが買換えであれば、それぞれが対象になります。

Q6. 住民票は小美玉市にありますが、他市町村に住んでいます。対象になりますか。

A6. 小美玉市に住民基本台帳の登録があり、同住所に居住している方が対象となりますので、対象外になります。

Q7. 対象家電を購入した後に、小美玉市に住民登録をした場合は、対象者になりますか。

A7. 対象商品を購入する時点で、小美玉市への住民登録手続きが完了していない場合は対象外です。

Q8. 市外の息子が市内在住の母親のために対象家電を購入した場合、対象者になりますか。

A8. 申請者＝対象家電購入者＝設置場所に居住する方が原則ですので対象外となります。設置場所に居住する母親か、母親と同一世帯の方が購入した家電が対象です(手続きを代わりに行うことは可能ですが、息子さんの名前の申請はできません)。

Q9. 不動産賃貸のオーナーが住宅用賃貸アパートのエアコンを買換えた場合、対象者になりますか。

A9. 今回の支援は、市内在住の方が自己の使用に供していた対象エアコンを買換えた場合が対象となるため、住宅用アパートであっても賃貸オーナーが買換えた場合は対象外です。

③ 対象家電について

Q10. エアコン以外は対象となりませんか。

A10. 対象家電は、エアコンのみです。エアコンが家庭における消費電力の中で多くを占めるため、今回の補助の対象とし、省エネを推進します。

Q11. メーカーや機種に制限はありますか。

A11. 壁掛け型のエアコン及び省エネ基準達成率を満たすものであれば、メーカーや機種は問いませんが、据え置き型のエアコンやマルチエアコン等、省エネ型製品情報サイトの目標年度2027年度に掲載されていないエアコンは対象外となります。

Q12. エアコンと冷蔵庫をそれぞれ買換えしましたが、両方対象となりますか。

A12. 補助の対象となるのは1世帯につきエアコン1台のみの補助です。

Q13. 賃貸アパートで、前に住んでいた方が置いていったエアコンを使用していたが、それを買換えた場合、補助金の対象となりますか。

A13 対象になります。

Q14. 市内の実家にある古いエアコンを撤去し、別住所である現在の居宅にエアコンを設置した場合対象となりますか。

A14. 今回の事業は、買換え家電が対象であるため、別住所の家電を撤去し、新たに購入する場合は対象外です。

Q15. エアコンの室内機のみ又は室外機のみを買換えは対象になりますか。

A15. 室内機と室外機をセットで買換えることで省エネ効果が期待できるため、対象外です。

Q16. エアコンを1台廃棄して、冷蔵庫を1台購入する場合は、補助の対象になりますか。

A16. エアコンを買換える場合に補助の対象としています。種類の異なる家電を購入する場合は対象外です。

Q17. 1階の居室にあるエアコンを廃棄し、2階の居室に新しいエアコンを設置した場合、補助の対象になりますか。

A17. 同一世帯の中で、1台エアコンを廃棄して1台新規に購入するのであれば、補助の対象になります。

Q18. 買換え予定のエアコンの「目標年度」・「省エネ基準達成率」が分かりません。

A18. 販売店で確認するか、省エネ型製品情報サイト省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)にて検索し確認ください。

Q19. 補助金の交付を受けたエアコンは、どのくらいの期間使用しなければならないですか？

A19. エアコンは6年間使用していただく必要があり、その間は返品、譲渡、交換、貸し付け、転売、廃棄等をしてはいけません。

④ 購入方法について

Q20. 電子マネーやクレジットカード、商品券で支払っても対象となりますか。

A20. 対象になりますが、購入日、製品名、購入店舗、本体価格が確認できる領収書等を添付してください。ただし、市が発行している「元気再生プレミアム商品券」及び「高齢者支援商品券」との併用はできません。

Q21. 分割払いも対象となりますか。

A21. 利払いがある場合は、元金部分が補助対象になります。この場合は、分割払いが分かる書類を添付していただきます(領収書の支払方法欄に分割〇回という表記があれば可)。

Q22. ギフト券で支払った場合も申請可能ですか。

A22. ギフト券は現金と同じ取り扱いができるので申請可能です。ただし、市が発行している「元気再生プレミアム商品券」及び「高齢者支援商品券」との併用はできません。

Q23. エアコン購入時に既存のエアコンの下取り値引きを受けましたが、値引き後の値段は対象ですか。

A23. 下取り値引きを行った場合、家電リサイクル券の発行がないため、補助の対象にはなりません。

Q24. 現金値引きではなく、次回以降に使える店舗独自のポイントを多めに付与してもらいました。このポイントは補助対象額に影響がありますか。

A24. 実際に支払った額が対象となるので次回に利用できる店舗独自のポイントは、補助対象に影響しません。

Q25. リサイクルショップ店等で新古品や中古品を購入した場合、対象となりますか。

A25. 新品(未使用品)を対象としているため、対象外です。

Q26. 店舗の展示品は対象ですか。

A26. 未使用品であり、新品同様のメーカー保証が受けられる場合は対象になります。

Q27. 買換えた家電の処分方法を教えてください。

A27. エアコンは、処分の方法が決まっています。新しく購入する家電販売店に、不要となった家電の引き取りを依頼し、リサイクル料金の支払い方法や引き渡し方法を確認してください。また、必ず、家電リサイクル券(排出者控)の発行を受けてください。家電量販店に引き取りを依頼できない場合は、環境課までご相談ください。

Q28. 使っていたエアコンをリサイクルショップ等で買い取ってもらいました。補助の対象になりますか。

A28. リサイクル処分を伴う買換えを補助の対象としているため、対象外です。

Q29. エアコンを購入し、割引を受けましたが、割引が本体のものか、その他の経費等なのか分かりません。その場合は、どうしたらよいですか。

A29. エアコンの本体価格(室内機及び室外機)の割引とみなし、補助対象経費から割引額を除いてください。

Q30. 販売店等の割引やポイント値引きがあった場合、補助対象経費はどうなりますか。

A30. 値引きした後の金額が対象になります。なお、複数購入した際にまとめて値引きされている(どの製品に対しての値引きかが明確でない)ときは、値引き額を購入製品の本体価格に応じて按分してください。

⑤ 必要書類

Q31. 家電リサイクル券の排出者控をなくしました。どうしたらいいですか。

A31. 廃棄を行った店舗で保管している、家電リサイクル券の控のコピーを受け取ってください。

Q32. エアコンを買換えしましたが、店からリサイクル券をもらっていません。どうすればよいですか。

A32. 購入先の店舗から家電リサイクル券に代わる書類を受け取る必要があります。

Q33. 申請書類の返却はできますか。

A33. 受理された申請書類については、一切返却はいたしかねます。また、提出後の複写の依頼はお断りいたしますので、必要な場合は提出前に複写をお願いします。

Q34. カタログが販売店にない場合は、何を提出すればよろしいですか。

A34. 対象家電であることを確認するため、「省エネ型製品情報サイト」から購入した製品が対象になっていることが確認できる部分を印刷して提出してください。

Q35. 提出書類のひとつに「申請者本人名義の通帳の写し」とありますが、ネットバンキングで通帳が存在しない場合はどうすればよいのでしょうか。

A35. ネットバンキングで通帳がない場合は、マイページの口座情報照会などから、預金種別、銀行名、支店名、口座番号、口座名義が書いてあるページを印刷していただき、添付をお願いします。

⑥ 補助の手続について

Q36. 申請書はどこで入手できますか。

A36.環境課窓口(5 番窓口)もしくは市ホームページからダウンロードできます。

Q37. 世帯主でなくても申請はできますか。

A37. 同一の世帯に属する方であれば申請は可能です。ただし、補助対象となるのは、エアコンのみで一世帯あたり1回限りです。なお、申請者＝対象家電購入者＝設置場所に居住する方であることが原則となります。

Q38. 市全体の申請状況や補助金の残額等は教えていただけますか。

A38. 審査途中のものもあることから、リアルタイムの状況についてはできません。概ねの目安については、ホームページにて公開します。

Q39. 補助金振込先の口座は、申請者本人以外の口座でも可能ですか。

A39. 補助金の振込先口座は、原則、申請者本人名義のものに限ります。

Q40. 補助金の申請をしましたが、いつ頃、補助金は振り込まれますか。

A40. 原則、申請があった月の翌月末頃の振込を想定しております。ただし、申請が集中している場合は手続きが遅れる場合がございますのでご了承ください。

Q41. 補助金の申請をファックスやメールで行うことはできますか。

A41. ファックスやメールの申請はできません。申請は、環境課窓口(5番窓口)へ直接お持ちいただき、ご提出をお願いいたします。

Q42. 家電を購入してから、補助金の申請をしても非該当になる可能性があるの
で、家電を購入する前に事前に確認してもらうことはできますか。

A42. 補助金申請は、エアコン購入後に必要書類を揃えて申請するため、購入前に確認することはしません。お手数ですが、「補助金申請の同意・誓約事項」にてご自身でご確認ください。

Q43. 申請に不備があった場合はどうなりますか？

A43. 申請内容に不備がある場合は、修正や追加提出をお願いすることがあります。郵送での申請の場合は、環境課からご連絡させていただくことがありますので、環境課の電話番号(0299-48-1111)から着信があった場合は、お手数ですが折り返しご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

小美玉市市民生活部環境課

TEL:0299-48-1111(代表)